

子育て

児童手当

現況届

現在、児童手当を受けておられる方は、6月30日(金)までに「児童手当現況届」を提出してください。

この届は、毎年6月1日現在の状況を記載し、児童手当を引き続き受けられる要件があるかを確認するためのものです。この届出がないと、6月分以降の手当が支給されなくなりますのでご注意ください。

なお、制度改正で小学5年・6年生の児童のみ新規申請された方は、本年度現況届の提出は不要です。

認定申請

児童手当は、小学6年生までの児童(12歳到達後最初の3月31日までの間)を養育している方に支給されます。支給月額、第1、2子 5,000円、第3子以降は10,000円です(所得制限などの条件があります)。

平成18年6月から児童手当受給対象となられる方で申請がまだの方は、6月15日までに保護者の方の健康保険証、銀行などの通帳(郵便局を除く)、平成18年度課税証明(平成18年1月1日向日市在住の方は不要)、印鑑をお持ちになってご申請ください。

申請が6月15日以降になると申請月の翌月からの支給となりますのでご注意ください。

具体的な所得制限限度額(給与所得控除後の金額)は次のとおりです。

【所得制限限度額】 (単位:万円)

扶養親族などの数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722

ブラックライトシアター 大型人形劇

エリック・カールの **はらぺこあおむし**
ごちゃまぜカメレオン ちいさなくも



【人形劇団】
マーメイドシアター(カナダ)
【ナレーション】
岸田今日子さん

7月17日(祝)午後1時開演
京都府長岡京記念文化会館

【前売】大人2,800円、子ども(3歳以上)2,200円
(当日券は、各500円増し)

☎京都府長岡京記念文化会館 ☎955-5711

定期払いは6月12日

児童手当の支給は、10月・2月・6月の年3回です。第3期(2月~5月)の支払いは6月12日です。

☎子育て支援課子育て支援係(内線349)

中小企業子育て支援助成金

子育て支援を行う中小企業に対する支援の拡充のため、育児休業取得者、短時間勤務制度の適用者が初めて出た中小企業事業主(従業員100人以下)が一定の要件を満たす場合、助成金が支給される制度が新設されました。

●支給額

	1人目	2人目
育児休業	100万円	60万円
短時間勤務(利用期間)		
6か月以上1年以下	60万円	20万円
1年超2年以下	80万円	40万円
2年超	100万円	60万円

●支給要件

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出していること。
- 育児休業一平成18年4月1日以降、子の出生後6か月以上休業を取得し、職場復帰後6か月以上継続して雇用されていること。
- 短時間勤務一平成18年4月1日以降、3歳未満の子について6か月以上制度を利用したこと。

●支給対象期間/平成18年度~平成22年度

☎京都労働局雇用均等室 ☎241-0504

人材募集

発掘調査作業員募集

- 対象/向日市在住の65歳までの方
- 募集人員/若干名
- 作業内容/発掘調査に伴う作業一般
- 雇用条件/登録された方については、発掘調査が実施される期間内で雇用します(作業時間:午前8時30分~午後5時。賃金:1日7,600円)。
- 受付期間/6月1日(木)~16日(金)(土日を除く)
- ☎財団法人向日市埋蔵文化財センター ☎931-3841(担当:松崎)

国家公務員採用Ⅲ種試験(高校卒業程度)

- 職種/行政事務、電気・情報、機械、土木、農業、農業土木、林業、税務
- 受験資格/昭和60年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方(税務のみ昭和61年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方)
- 受付期間/6月20日(火)~27日(火)
- 第1次試験/9月3日(日)
- ☎人事院近畿事務局 ☎06-4796-2191(試験係)
- HP <http://www.npa-kinki.go.jp>

地区プール監視員アルバイト



- 対象/高校生以上で泳げる方
- 募集人員/15人程度(定員になり次第締切り)
- 時間給/860円
- 期間/8月中の午前9時~午後4時(学校により変動あり)

●勤務場所/市内の各小学校のプール

●申込み/6月15日(木)~23日(金)に市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、教育委員会学校教育課学校教育係(内線323)へ。

そのほかのお知らせ

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金制度

- 支給対象者/平成8年3月31日までに国内ハンセン療養所に入所されていた方で、補償法施行日(平成13年6月22日)において生存されている方
- 請求期限/平成18年6月21日(水)
- 次に該当する方は補償金を請求できません。
①既に補償金を受けている方、②ハンセン病に関する裁判上の和解が成立している方
- ☎厚生労働省健康局 疾病対策課ハンセン病係 ☎03-5253-1111(内線2980、2369)

**戦没者などのご遺族の皆様へ
特別弔慰金が支給されます**

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受けられない場合に、第八回特別弔慰金として額面40万円、10年間償還の記名国債が支給されます。

対象となるご遺族は次の順位のご遺族お一人です。

- 1.弔慰金の受給権者
- 2.戦没者などの子
- 3.戦没者と生計関係を有していた方で、戦没者と氏が同じである①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 4.上記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 5.上記1~4以外のご遺族で、戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族

※請求期限は平成20年3月31日までです。

☎地域福祉課管理係(内線347)

不正大麻・けし撲滅運動

京都府では、5月1日から6月30日までの間、不正大麻・けし撲滅運動を実施します。近年、乙訓地域でも植えてはいけない大麻やけしが見つかっており、府でもパトロールなどを行い、発見除去に努めています。疑わしいものを発見された場合は、手を触れず京都府乙訓保健所環境衛生室(☎933-1241・☎932-6910)までご連絡ください。

「自転車のわがまま 気まま 事故のもと」

守っていますか?

自転車の交通ルール

自転車は子どもから高齢者までが手軽に運転することができる、私たちにとても身近な乗り物です。しかし、運転を誤ると、思いがけない大きな事故を引き起こすこともあります。自転車の交通ルールを正しく理解し、安全な運転を心がけましょう。

自転車の主な交通ルール

- 道路の左側を走る ○一時停止を必ず守る
- 夜はライトをつける ○急な進路変更をしない
- 信号を守る
- 傘さし運転はしない
- 地下道の歩道を通行する場合は必ず自転車を押して通るのがきまりです。
- 運転中の携帯電話での通話やメールは安全運転に違反する危険な行為です。

自転車の迷惑・危険運転追放運動

自転車の罰則

違反	罰則
信号無視	3月以下の懲役または5万円以下の罰金
傘さし運転	5万円以下の罰金
夜間の無灯火	5万円以下の罰金
急な進路変更	5万円以下の罰金
酒酔い運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
2人乗り*	2万円以下の罰金または料料

*16歳以上の方が6歳未満の幼児1人を乗車用補助いすに乗せたり背負ったりしている場合はこの限りではありません。